

下級裁判所裁判官指名諮問委員会大阪地域委員会（第30回）議事要旨

（大阪地域委員会庶務）

1 日時

平成23年9月13日（火）午後2時

2 場所

大阪高等裁判所委員会室

3 出席者

（委員）河内鏡太郎，北村道夫，高階貞男，三井誠（委員長），吉野孝義

（庶務）山田大阪高裁総務課長，荒木大阪高裁総務課課長補佐

（説明者）古財大阪高裁事務局長

4 議題

- (1) 第48回及び第49回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について
- (2) 弁護士任官候補者の情報収集の在り方について
- (3) 判事の再任等候補者に関する情報収集の在り方について
- (4) 日程その他

5 議事

- (1) 第48回及び第49回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について

庶務から，第48回及び第49回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について報告があった。

なお，これに関して，庶務から，平成23年9月の新任判事補候補者について，7月26日付けで中央の委員会から同名簿の送付とともに指名の適否に関する特段の情報があれば受け付ける旨の通知があったが，昨年と同様，委員長に諮った上，委員会を開くことなく，庶務を通じて各委員に個別に通知の趣旨を説明したところ，特段の情報に接しなかったため，中央の委員会には情報提供を行わなかった旨の報告があった。

- (2) 弁護士任官候補者の情報収集の在り方について

裁判官及び検察官が有している情報については、従前と同様に、一般的な情報収集として、任官候補者の所属弁護士会に対応する裁判所、検察庁等に対し情報収集の依頼をすることとされた。

弁護士等有している情報については、従前と同様に、任官候補者から提出のあった担当事件リストの相手方代理人に、また、弁護活動をよく知る者からの情報については、任官候補者から同人の弁護士活動の実情を承知している者10人程度の住所、氏名等を記載した書面の提出を求めた上でその人に、それぞれ情報の提供を依頼することとされた。

(3) 判事の再任等候補者に関する情報収集の在り方について

庶務から、7月27日付け近畿弁護士会連合会理事長及び近畿管内各弁護士会会長の連名で提出された書面（裁判官指名候補者に関する情報受付の周知先について（申入れ））について報告があった。

本書面は、平成22年9月24日付けで提出された書面と同趣旨で、第27回の当委員会で審議した結果を確認の上、前回と同様に、当委員会としては、これを取り上げないこととされた。その際、次のような発言があった。

- ・ 現任庁の在任期間が1年未満の場合、現任庁に対応する弁護士会では候補者について分かりにくいところがある。前任庁に対応する弁護士会に対しても情報収集を依頼し、実質的な資料が集まる方が制度の趣旨にかなうのではないか。また、そうすれば重点審議者も特定しにくくなるのではないか。
- ・ 上記提案は、すでに第27回の当委員会で決着済みのものである。外部情報のみで指名の適否を決めるシステムではなく、過去10年分の所長の報告書が蓄積され、かつその報告書には外部情報等の内容も反映されている。また、情報収集の範囲を広げればよいというものではなく、裁判官の独立への影響やプライバシーの保護とのバランスをとる必要がある。そういうことから、現任庁の在任期間が1年未満であることをもって直ちに前任庁に対応する弁護士会に対して情報収集を依頼する必要はないと考える。

- ・ 前任庁に対応する弁護士会に対して情報収集を依頼すれば重点審議者も特定しにくくなるというのは、話としては逆である。

庶務から、再任（判事任命）候補者情報の弁護士会内における取扱いについて、中央の委員会における協議結果の報告があった。

重点審議者を積極的に特定するための情報交換等については、弁護士会の活動としてはもとより、会員弁護士に対しても、そういった行為を控えるよう、弁護士会に対して念のために注意喚起を行うこととされた。

従前と同様に、指名候補者の現任庁に対応する検察庁、弁護士会に候補者名簿を提供して情報収集の周知依頼をすることとされた。

また、重点審議者に係る情報収集についても、従前と同様に、現任庁及び前任庁に対応する検察庁、弁護士会に他の指名候補者とともに情報収集の周知依頼をすることとされた。

従前と同様に、情報収集周知依頼の際に各弁護士会に対して庶務（総務課長）あての料金受取人払いの封筒を相当枚数配布することとなった。

(4) 日程その他

次回の地域委員会は、11月10日（木）午前10時から開催されることとなった。また、情報の受付期間は10月31日（月）までとされ、寄せられた情報については、あらかじめ各委員が閲覧できるよう、庶務において準備し、次回の地域委員会で情報を取りまとめ、中央の委員会に報告することとなった。

（以上）